

第 94 回 定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

事業報告の

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

「株式会社の支配に関する基本方針」

連結計算書類の

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

計算書類の

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

〔 平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで 〕

京阪ホールディングス株式会社

上記各事項につきましては、法令および当社定款第 16 条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.keihan-holdings.co.jp/ir/info/shareholdermeeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社および当社を中核とする京阪グループは、「経営理念」を誠実に実践して社会に貢献するとともに、運輸業をはじめとするライフステージネットワークを展開するという特性から、安全輸送の完遂を経営の基本としております。また、更なる経営の品格向上をめざして、経営理念の下に「経営姿勢」ならびに「行動憲章」を定め、法令および社会規範を遵守するとともに高い倫理を保ち、責任ある行動をとる旨を謳っております。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの社会的責任を積極的に果たしていくため設置している「京阪グループCSR委員会」の下に、「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」を設置するとともに、コンプライアンス推進組織として当社各部署およびグループ各社にコンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進担当者を選任しております。なお、本推進組織により、反社会的勢力の排除についても取り組んでおります。
- ②「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」とコンプライアンス推進組織との間でコンプライアンスリスクに関する情報の相互提供をおこなうことにより、法令違反の未然防止および再発防止を図っております。
- ③「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」は、階層別研修などの機会を通じてコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し従業員のコンプライアンス知識の向上を図っております。
- ④財務報告に係る内部統制につきましては、グループ各社の経理担当者と日常的な連携を保つとともに、連結財務諸表作成に際して連絡会を開催して留意事項などを周知しておりますほか、グループ各社を含む業務の文書化・評価を進めるなどその整備を進めております。また、統合会計システムを導入することにより、数値管理の強化を図っております。
- ⑤当社およびグループ各社の役員、社員およびその他の従業員を対象に、「コンプライアンス・ホットライン」を開設し、通報を受けた情報につき事実関係の調査をおこない、当社各部署およびグループ各社に必要な対策を講じさせております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱規程」に基づき、株主総会・取締役会その他重要な会議の議事録などの関係書類、重要な取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書保存期間類別に従い保存・管理するとともに、その安全管理（漏洩防止）対策の充実を図っております。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「危機管理規程」を制定し、危機情報の収集・管理・報告・公開、危機発生時の体制、危機管理に関するグループ会社への関与体制などの整備を図っております。これを受けて当社各部署は、「危機管理規程」に関する細則を定め、具体的な危機に対処する仕組みを整備しております。また、グループ各社に対しては、当社との間で締結している「経営管理契約」に基づき「危

機管理規程」を遵守させることとしております。さらに、危機対応能力の向上を図るため、「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」の下に「危機リスク小委員会」を設置し、当社グループに重大な影響を及ぼしうるリスクへの対応策の整備などに取り組んでおります。なお、特に当社鉄道事業においては、鉄道事業法の定めに基づき、運輸業統括責任者を安全統括管理者に選任するとともに「安全管理規程」を制定し、安全管理体制を構築しております。また、安全輸送の確保、非常災害への対処方法などについては、運輸業統括責任者を委員長とする「鉄道保安総合委員会」で幅広く審議しておりますほか、運転保安については「保安監査」を実施して、その結果を社長に報告しております。

②「京阪グループCSR委員会」の下に「環境マネジメント専門委員会」および「情報セキュリティ専門委員会」を設置し、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを実施するとともに、情報セキュリティ管理体制を整備しております。また、「京阪グループ情報システム戦略」を策定し、当社グループ全体のIT管理体制を確立して、その全体最適を図り、ITに係る業務の適正の確保に努めております。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

①グループ成長戦略を強力に推進するため、経営統括部門および当社グループの各事業を4つに区分した事業群に執行役員を配置する経営体制をとっております。

②取締役会は、当社グループ全体の3カ年を期間とする経営計画を策定し、これに基づき各事業群は業績目標を設定しております。取締役会は、その進捗状況を適宜管理するほか、業績達成の報告を受けるとともにこれに基づく効率性の分析報告を受けております。

5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ各社は、当社との間で締結している「経営管理契約」に基づき「グループ会社管理規程」を遵守することとしており、これに基づきグループ各社は、所定の重要な業務執行の状況について当社へ報告する体制となっております。

6. その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「京阪グループCSR委員会」を設置するとともに、当社グループにおける内部統制の整備状況を検証して実効性を高めるため、同委員会の下に「内部統制委員会」を設置しております。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保および当社の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、同室員（監査役スタッフ）は、管理職2名としております。

②監査役スタッフの異動、評価その他の人事については、監査役の意見を徴し、これを尊重しております。

8. 当社の監査役に報告するための体制ならびに当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社の取締役、執行役員および使用人ならびにグループ各社の取締役は、定期的にその分掌する職務または会社の職務執行に係る事項を監査役に説明または報告しております。また、監査内部統制室は実施した内部監査の結果を監査役に報告しております。

②監査役は、取締役会のほか役員ミーティングに出席するものとし、取締役および執行役員には

役員ミーティングにおいて業務執行の状況を報告することを義務付けております。また、経営会議など重要な会議に関する資料または議事録は監査役の閲覧に供しております。

③稟議書類などの業務執行に関する重要書類は、監査役に回付し閲覧に供しております。

④「コンプライアンス・ホットライン」により通報を受けた情報については、監査役に随時報告しております。

⑤上記の「コンプライアンス・ホットライン」による通報をはじめとして、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをしないこととしております。

9. 当社の監査役の職務執行の費用の支払の方針

監査役の職務執行について生ずる費用については、監査役の要請に基づいて必要な予算措置を講じております。また、監査役が会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、同法の定めに従い、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

10. その他当社の監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

①監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するほか、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、代表取締役との相互認識を図っております。また、社外取締役とも必要に応じて会合をもち、情報交換をおこなっております。

②監査役は、会計監査人および監査内部統制室と定例会合をもつほか緊密な関係を保ち、組織的かつ効率的な監査体制を確保しております。

③「京阪グループ監査役協議会」を設置し、グループ各社の監査役の業務知識の向上と監査役間の情報交換をおこなっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、京阪グループの社会的責任を積極的に果たしていくため「京阪グループCSR委員会」を設置し、その下に「内部統制委員会」ならびに「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」、「環境マネジメント専門委員会」および「情報セキュリティ専門委員会」の3つの専門委員会を設置しております。これらの委員会等と当社各部署およびグループ各社が必要な連携をとりながら、上記のとおり、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、その整備と運用を実施しております。その他の当連結会計年度における主な運用状況は次のとおりです。

1. 各委員会の開催状況について

次のとおり開催しました。

- ・京阪グループCSR委員会 (2回)
- ・内部統制委員会 (2回)
- ・コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会 (2回)
- ・環境マネジメント専門委員会 (2回)
- ・情報セキュリティ専門委員会 (2回)

2. 各委員会の取組みについて

- ①京阪グループCSR委員会は、内部統制委員会および3つの専門委員会から活動報告を受けるとともに、当社グループにおけるCSR活動について審議をおこないました。
- ②内部統制委員会は、当社グループの内部統制の整備を3つの専門委員会や当社各部署およびグループ各社と調整しながら推進するとともに、その実効性を高めるため整備状況を検証しました。
- ③コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会は、事業活動における法令遵守・リスク管理体制について、その実施状況を検証し改善計画の立案をおこなったほか、コンプライアンス推進組織等を通じてコンプライアンスリスクに関する情報の相互提供をおこなうことにより法令違反の未然防止および再発防止を図るなどの取組みをおこないました。
- ④環境マネジメント専門委員会は、環境マネジメントシステムについて、その実施状況を検証し改善計画を立案するとともに、環境に関するリスク管理をおこないました。
- ⑤情報セキュリティ専門委員会は、情報セキュリティ体制について、その実施状況を検証し改善計画を立案するとともに、情報セキュリティに関するリスク管理をおこないました。

3. その他コンプライアンスおよびリスク管理等に関する取組みについて

- ①財務報告に係る内部統制について、グループ経理連絡会を2回開催し、会計処理等における課題を説明することで、内容周知、不明点の解消に努めました。
- ②統合会計システムについて、グループ各社への導入を進めグループ経営インフラ基盤の整備と内部統制の充実を図りました。

4. 内部監査について

監査内部統制室は、リスク情報等に基づき選定した監査先に対し、当連結会計年度に係る監査計画に基づき内部監査を実施するとともに、その結果を監査役会に報告しました。

5. 監査役について

- ①監査役は、取締役会および役員ミーティング（全体ミーティング）に出席し、取締役および執行役員から業務執行の状況について必要な報告を受けました。
- ②監査役は、監査役会と代表取締役とのディスカッションにより意見交換をおこなったほか、取締役会の運営方法や社外役員への情報提供体制等について意見交換をおこなうため、監査役会と社外取締役との意見交換会を開催しました。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体的意思に基づいておこなわれるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的などからみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させていくためには、①鉄道事業を基幹としたライフステージネットワークを展開するなかで培ってきたお客さま、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・強化、②経営陣と従業員による経営理念・公共的使命・経営ビジョンの共有および経営の品格の向上、③多くのお客さまの人命を預かる鉄道事業をはじめとする極めて公共性の高い事業を営む企業グループとして必要とされる、安定的な経営基盤の確立、鉄道事業を支える設備・人材・技術などに対する深い理解、安全対策をはじめとする中長期的な視点に立った設備投資、日々の安全輸送を完遂するための安全マネジメントや従業員の教育訓練、および安全・安心の確保を最優先する企業風土づくりの継続的な推進、④鉄道事業と各事業の有機的な連携による相乗効果の発揮と京阪エリアの魅力向上により、京阪ブランドを醸成してこれを新たな事業展開の原動力とし、グループの総合力を最大限発揮していくための手法や発想の蓄積が不可欠であり、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。当社株式の大量買付をおこなう者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は損なわれることとなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上のための取組み

京阪グループを取り巻く社会・経済環境の変化に機敏に対応していくため、京阪グループは、

次の100年に向けた「第2の創業ステージ」に立ち、創業の精神を基点に次の世代に必要なとされ社会に貢献する商品、サービス、そして自らの在り様を果敢に創造する新たなチャレンジとして、京阪グループ中期経営計画「創生果敢」（平成27～29年度）（以下「本計画」といいます。）を推進しております。

本計画の概略は次のとおりであります。

①基本方針

京阪グループ第2創業ステージでの挑戦「創生果敢」

京阪グループは、創業以来一世紀にわたり育み守ってきた「安全・安心」の基盤をさらに強固にすると同時に、人口減少など厳しい経営環境に直面するなかで、創業の精神に立ち返り、社会の変化に機敏に対応して京阪グループ事業の質的向上を図り、過去の延長上から飛躍する新たな第一歩を踏み出す挑戦を開始します。

②主軸戦略

(1) 「観光創造」で新たな成長

年間5,000万人を超える観光客を迎える「京都」を沿線に持つ京阪グループは、その観光コンテンツ創造に注力し、京都への来訪・再訪を促進して沿線の成長を図ります。また、急伸する訪日外国人旅行者をターゲットとしたサービス・ラインナップの充実を図り、大阪・京都をはじめとする周辺エリアを含めたインバウンド市場の成長を京阪グループに取り込みます。

(2) 京阪沿線を新しくデザインする「沿線再耕」

高度成長期に急速に発展した京阪沿線は更新期を迎えていることから、駅を中心に沿線の「くらしの価値」を高めることに主眼を置いて新しく沿線をデザインする、ハード・ソフトの統合戦略として「沿線再耕」を展開します。

(3) 「くらしの価値」を高めるコンテンツの創造

お客さまのライフスタイルや求められる価値が変化する今日、理念を共有できる他企業・異業種との積極的な連携により「くらしの価値」を高める新たなコンテンツを創造し、コア事業である鉄道をはじめとするインフラ事業との相乗効果を高めます。特に、「健康的で美しくクオリティの高い生活」の実現と循環型社会に寄与するライフスタイル「ビオ オ ス タイ ル「B I O - S t y l e」をテーマとした新たなコンテンツの創造に取り組みます。

(4) 「確固たるグループ経営」のスタイル確立

持株会社体制へ移行し、運輸、不動産、流通、レジャー・サービスの4コア事業の競争力強化や事業拡大、新たな事業の創出など、確固たるグループ経営のスタイルを確立します。

③経営基盤の強化

(1) 「鉄道復権」に向けた間断なき鉄道活性化施策の推進

将来に繋がる基盤を構築することにより、旅客運輸収入の減少に歯止めをかけ、「鉄道復権」をめざします。

(2) グループの成長エンジンとしての不動産業

短期回転型販売事業を継続するとともに、賃貸事業で培ったノウハウを活かして主軸戦略に寄与し、沿線内外においてグループの成長エンジンとしての役割を果たします。

(3) 「まち」と「くらし」の価値を高める流通業

「沿線再耕」および「観光創造」に商業コンテンツを供給し、沿線を中心に「まち」と「くらし」の価値を高めるとともに、商業施設事業の沿線外での展開を推進します。

(4) 「観光創造」を担うホテルとレジャー事業

「観光創造」に向けたホテル開発および観光ルートの魅力向上を推進します。また沿線外も含めホテルの多店舗展開に向けた基礎固めとして既存ホテルのハード・ソフト両面での完成度向上を図り、出店拡大をめざします。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社においては、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期を1年としております。

さらに、現在、当社の取締役7名のうち2名は独立性を有する社外取締役を選任しており、また、監査役についても4名のうち2名は独立性を有する社外監査役を選任しております。これら社外取締役および社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成24年6月19日開催の第90回定時株主総会においてご承認をいただき更新した当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます。）を更新する（以下「本更新」といい、現行プランを更新したものを「本プラン」といいます。）ことを、平成27年4月30日開催の取締役会において決定し、これについて、平成27年6月17日開催の第93回定時株主総会においてご承認をいただいております。本プランの内容は次のとおりであります。

①本プランの目的

本更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿っておこなわれたものであります。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付がおこなわれる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉をおこなうことなどを可能とすることを目的としております。

②手続の設定

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けをおこなう者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合およびその特別関係者の当

該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、こうした場合に上記①の目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容などの検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言などを記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案などが、独立性の高い社外者のみから構成される企業価値委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。企業価値委員会は、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等との協議・交渉などをおこないます。

③新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

企業価値委員会は、買付者等による買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合や、当社の企業価値・株主の皆様のご利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合などにおいて、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこないます。かかる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で会社が別途定める金額を払い込むことにより行使し、当社株式1株を取得することができ、また、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使が原則として認められないとの行使条件および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに原則として本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、企業価値委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施などの決議をおこなうものとします。ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関して株主の皆様の意思を確認することができるものとされており、この場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従い、決議をおこなうものとします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしております。

本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権の行使手続をおこなわなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります（ただし、当社が当社株式の交付と引換えに本新株予約権の取得をおこなった場合には、株式の希釈化は生じません。）。

④本プランの有効期間および廃止

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、第93回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議

がおこなわれた場合、または、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

(注) 本プランの詳細な内容は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.keihan-holdings.co.jp/ir/management/rightsplan.html>) に掲載しております。

(4) 取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

①基本方針の実現に資する特別な取組み(上記(2))について

本計画をはじめとして、上記(2)に記載した取組みは、当社の経営理念や公共的使命を背景に、引き続き当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図るために策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記(3))について

本更新は、上記(3)①記載のとおり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としておこなわれたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本更新は、株主総会において株主の皆様の承認を得ておこなわれたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみによって構成される企業価値委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず企業価値委員会の判断を経ることが必要とされていること、一定の場合には、本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することとされていること、企業価値委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること、本プランの有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	51,466	28,819	60,525	△1,497	139,314
当期変動額					
剰余金の配当			△3,372		△3,372
親会社株主に帰属する 当期純利益			22,385		22,385
土地再評価差額金取崩額			△435		△435
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△25			△25
自己株式の取得				△15,703	△15,703
自己株式の処分		0		0	1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△24	18,578	△15,702	2,851
当期末残高	51,466	28,794	79,103	△17,199	142,165

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	15,187	35,496	△1,881	48,801	2,398	190,513
当期変動額						
剰余金の配当						△3,372
親会社株主に帰属する 当期純利益						22,385
土地再評価差額金取崩額						△435
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△25
自己株式の取得						△15,703
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,965	2,060	△934	△1,839	264	△1,574
当期変動額合計	△2,965	2,060	△934	△1,839	264	1,277
当期末残高	12,221	37,557	△2,815	46,962	2,662	191,790

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 41社

主要な連結子会社の名称 京阪バス(株)、京阪電鉄不動産(株)、(株)京阪流通システムズ、(株)京阪百貨店

京阪電気鉄道分割準備(株)は新たに設立したため、従来持分法適用関連会社であった(株)大阪マーチャンダイズ・マートは株式の追加取得により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、(株)ジュースーパー・コーポレーションは(株)京阪レストランと合併したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 (株)京阪ビジネスマネジメント

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)のそれぞれの合計額等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法を適用した非連結子会社 該当ありません

持分法を適用した関連会社の数 1社

中之島高速鉄道(株)

(株)大阪マーチャンダイズ・マートは株式の追加取得により子会社となったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社及び関連会社の名称 (株)京阪ビジネスマネジメント、枚方PFI学校環境サービス(株)

持分法を適用していない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)のそれぞれの合計額等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

主として期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価法

ii) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

主として売価還元法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

販売土地及び建物

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯 蔵 品

主として移動平均法に基づく原価法

(2) 有形固定資産の減価償却の方法(リース資産を除く)

主として定率法によっておりますが、一部については定額法によっております。

(3) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4)引当金の計上基準

i)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ii)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

iii)役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

iv)商品券等引換損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未引換の商品券等について、将来の引換時に発生する損失に備えるため、合理的に見積もった将来引換見込額を計上しております。

(5)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

i)工事負担金等の会計処理

当社及び連結子会社のうち2社は、鉄軌道事業における耐震補強工事や踏切道拡幅工事等をおこなうにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として受けている工事負担金等を、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

ii)ヘッジ会計の方法

当社及び連結子会社のうち4社において、ヘッジ会計をおこなっております。

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにおこなっております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの想定元本、利息の受払条件(利子率、利息の受払日等)及び契約期間がほぼ同一であり、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

iii)退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10～15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

iv)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

v)のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しております。平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更をおこなっております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度においては「その他の特別利益」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において独立掲記しておりました特別損失の「固定資産売却損」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度においては「その他の特別損失」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度における「投資有価証券売却益」は11百万円、「固定資産売却損」は1,615百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

現金及び預金	1百万円
建物及び構築物	66,322百万円
機械装置及び運搬具	10,448百万円
土地	71,845百万円
その他の有形固定資産	631百万円
投資有価証券	800百万円

(2)担保に係る債務

長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	50,478百万円
買掛金	23百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 426,606百万円

4. 保証債務等

保証予約額	25,370百万円
-------	-----------

5. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 180,593百万円

6. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用土地の再評価をおこない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第5号に定める方法によっております。

再評価をおこなった年月日 平成14年3月31日

(連結損益計算書に関する注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	565,913,515	—	—	565,913,515

- 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月17日 定時株主総会	普通株式	1,686	3.0	平成27年3月31日	平成27年6月18日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	1,686	3.0	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	1,625	利益剰余金	3.0	平成28年3月31日	平成28年6月20日

(金融商品に関する注記)

- 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理などの方法によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、時価や発行体の財務状況の把握を定期的におこなっております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対してデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用し支払利息の固定化をおこなっております。なお、デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引はおこなわない方針であります。

- 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	25,072	25,072	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,702	23,702	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,873	1,973	99
② その他有価証券	27,137	27,137	—
(4) 支払手形及び買掛金	(10,775)	(10,775)	—
(5) 短期借入金	(50,470)	(50,470)	—
(6) 短期社債	(5,000)	(5,000)	—
(7) 社債（1年以内償還予定額を含む）	(90,503)	(94,657)	4,154
(8) 長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	(179,740)	(184,420)	4,679
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 短期社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、主として市場価格に基づき算定する方法によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額4,546百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)②その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 非連結子会社及び関連会社株式は、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び賃貸商業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
155,245	206,366

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定された金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 349円13銭

1株当たり当期純利益 39円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

(当社事業の会社分割)

当社は、平成28年4月1日付で当社の完全子会社である京阪電気鉄道分割準備株式会社、京阪電鉄不動産株式会社に対して、鉄軌道事業等を会社分割により移転し、持株会社に移行しました。また、この会社分割に伴い、同日付で当社は京阪ホールディングス株式会社に、京阪電気鉄道分割準備株式会社は京阪電気鉄道株式会社にそれぞれ商号を変更しております。

なお、この会社分割により各社に承継した事業並びに資産及び負債等の金額は以下のとおりであり、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

1. 京阪電気鉄道分割準備株式会社

承継した事業 鉄軌道事業、遊園地業

資産合計 183,165百万円 負債合計 124,107百万円 評価・換算差額等 24,053百万円

2. 京阪電鉄不動産株式会社

承継した事業 不動産販売事業

資産合計 62,086百万円 負債合計 43,851百万円 評価・換算差額等 539百万円

株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	51,466	12,868	15,951	28,819	27,222	27,222	△1,497	106,010
当期変動額								
剰余金の配当					△3,372	△3,372		△3,372
当期純利益					11,466	11,466		11,466
土地再評価差額金取崩額					△435	△435		△435
自己株式の取得							△15,703	△15,703
自己株式の処分			0	0			0	1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	0	0	7,659	7,659	△15,702	△8,042
当期末残高	51,466	12,868	15,951	28,820	34,881	34,881	△17,199	97,968

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	15,059	35,496	50,556	156,567
当期変動額				
剰余金の配当				△3,372
当期純利益				11,466
土地再評価差額金取崩額				△435
自己株式の取得				△15,703
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,894	2,060	△833	△833
当期変動額合計	△2,894	2,060	△833	△8,875
当期末残高	12,165	37,557	49,722	147,691

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

其他有価証券

時価のあるもの

期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売土地及び建物

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 有形固定資産の減価償却の方法

鉄軌道事業取替資産

取替法

建物

定額法

其他の有形固定資産

定率法

ただし、鉄軌道事業固定資産のうち「大津線」の構築物、車両、機械装置については定額法

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における耐震補強工事や踏切道拡幅工事等をおこなうにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として受けている工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

(2) ヘッジ会計の方法

i) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

iii) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにおこなっております。

iv) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間がほぼ同一であり、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄軌道事業固定資産 138,932百万円
投資有価証券 800百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年以内返済予定額を含む） 46,371百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 315,518百万円

4. 事業用固定資産

有形固定資産

土地 170,869百万円
建物 89,135百万円
構築物 65,301百万円
車両 7,145百万円
その他 5,212百万円
無形固定資産 4,975百万円

5. 保証債務等

(1) 保証債務額 655百万円

(2) 保証予約額 32,028百万円

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 22,467百万円 長期金銭債権 164,219百万円
短期金銭債務 160,523百万円 長期金銭債務 6,603百万円

7. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 173,985百万円

8. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用土地の再評価をおこない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第5号に定める方法によっております。

再評価をおこなった年月日 平成14年3月31日

9. 会社分割に際して計上される承継会社に対する貸付金及び借入金の計上

平成28年4月1日を効力発生日とする会社分割に際して、承継会社に承継する資産に見合う資本・負債構成を実現するために、平成28年3月30日付で承継会社である京阪電気鉄道分割準備株式会社（平成28年4月1日付で、同社は「京阪電気鉄道株式会社」に商号変更）、京阪電鉄不動産株式会社への貸付及び各社からの借入をおこなっております。このため、当期末の貸借対照表には、当該処理に伴う各社向けの短期貸付金及び長期貸付金が合わせて125,013百万円、また各社からの短期借入金が同額計上されております。

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 営業収益 87,685百万円

3. 営業費

運送営業費及び売上原価 44,104百万円 販売費及び一般管理費 10,595百万円
諸税 4,473百万円 減価償却費 11,526百万円

4. 関係会社との取引高

営業収益 12,397百万円 営業費 13,088百万円
営業取引以外の取引高 4,517百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
普通株式	3,822,672	20,373,309	2,114	24,193,867

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加20,373,309株は、取締役会決議による自己株式取得による増加20,303,000株及び単元未満株式の買取りによる増加70,309株であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少2,114株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金繰入限度超過額、有価証券等評価損であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額、退職給付信託設定益であります。

(実効税率の変更)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等がおこなわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この変更により、当期末の繰延税金負債の純額が6百万円減少し、法人税等調整額が227百万円、その他有価証券評価差額金が233百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が1,625百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、一部所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	京阪電気鉄道分割準備(株)	直接100%	資金の貸借 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	85,802	短期貸付金	4,806
				資金の借入 (注1)	85,802	長期貸付金	80,995
						短期借入金	85,802
	京阪電鉄不動産(株)	直接100%	資金の貸借 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	39,211	長期貸付金	39,211
				資金の借入 (注1)	39,211	短期借入金	39,211
	(株)京阪流通システムズ	直接100%	建物の賃貸	資金の貸付 (注2)	54,231	短期貸付金	3,000
					長期貸付金	38,531	
関連会社	中之島高速鉄道(株)	直接 33.50%	借入金の保証 予約 役員の兼務	建物の賃貸 (注3)	5,853	長期預り 敷金保証金	5,494
				キャッシュ マネジメン トシステム 借入金 (注4)	5,665	短期借入金	5,970
				保証予約 (注5)	25,210	—	—

取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)京阪電気鉄道分割準備(株)及び京阪電鉄不動産(株)に対する資金の貸付及び資金の借入は、平成28年4月1日を効力発生日とする会社分割に際して、承継会社である両社に承継する資産に見合う資本・負債構成を実現するためにおこなったものであるため、その利率は貸付・借入ともに0%としております。

(注2)資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3)建物の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4)キャッシュマネジメントシステム借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的におこなわれているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注5)保証予約は、(株)日本政策投資銀行ほかからの借入金25,210百万円に対して付しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 272円63銭
1株当たり当期純利益 20円46銭

(重要な後発事象に関する注記)

(当事業の会社分割)

当社は、平成28年4月1日付で当社の完全子会社である京阪電気鉄道分割準備株式会社、京阪電鉄不動産株式会社に対して、鉄軌道事業等を会社分割により移転し、持株会社に移行しました。また、この会社分割に伴い、同日付で当社は京阪ホールディングス株式会社に商号を変更しております。

詳細については「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。